

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

1 January  
月号  
第14号

## INDEX

- ◆『クレジットカードの現金化』はダメ！
- ◆ますますエスカレート！マンションの悪質な勧誘
- ◆高齢者の消費者被害に気付いて！

## 「クレジットカードの現金化」はダメ！

### 『クレジットカードの現金化』とは？

「クレジットカードの現金化」や「ショッピング枠の現金化」とは、クレジットカードのショッピング利用可能枠を、現金化する目的で利用することですが、これはクレジットカードの会員規約に違反する行為です。

#### 『現金化』のしくみ① 「買取屋」による方式

・クレジットカードのショッピング枠で消費者に商品などを購入させ、それを業者が買い取ることで消費者に現金が渡る方式。

#### 『現金化』のしくみ② キャッシュバック方式

・消費者に「キャッシュバック付き商品」をクレジットカードで購入させ、購入した商品とともに現金を渡す方式。

### クレジットカード契約に違反！「詐欺罪」の適用も！？

「買取屋方式」であれ、「キャッシュバック方式」であれ、クレジットカードを現金化する取引はクレジットカード契約違反になるため、クレジットカード会社から退会手続きをとられることがあります。また、不正な方法と知りながら「クレジットカードの現金化」を利用することは、消費者も詐欺罪に問われる可能性があります。

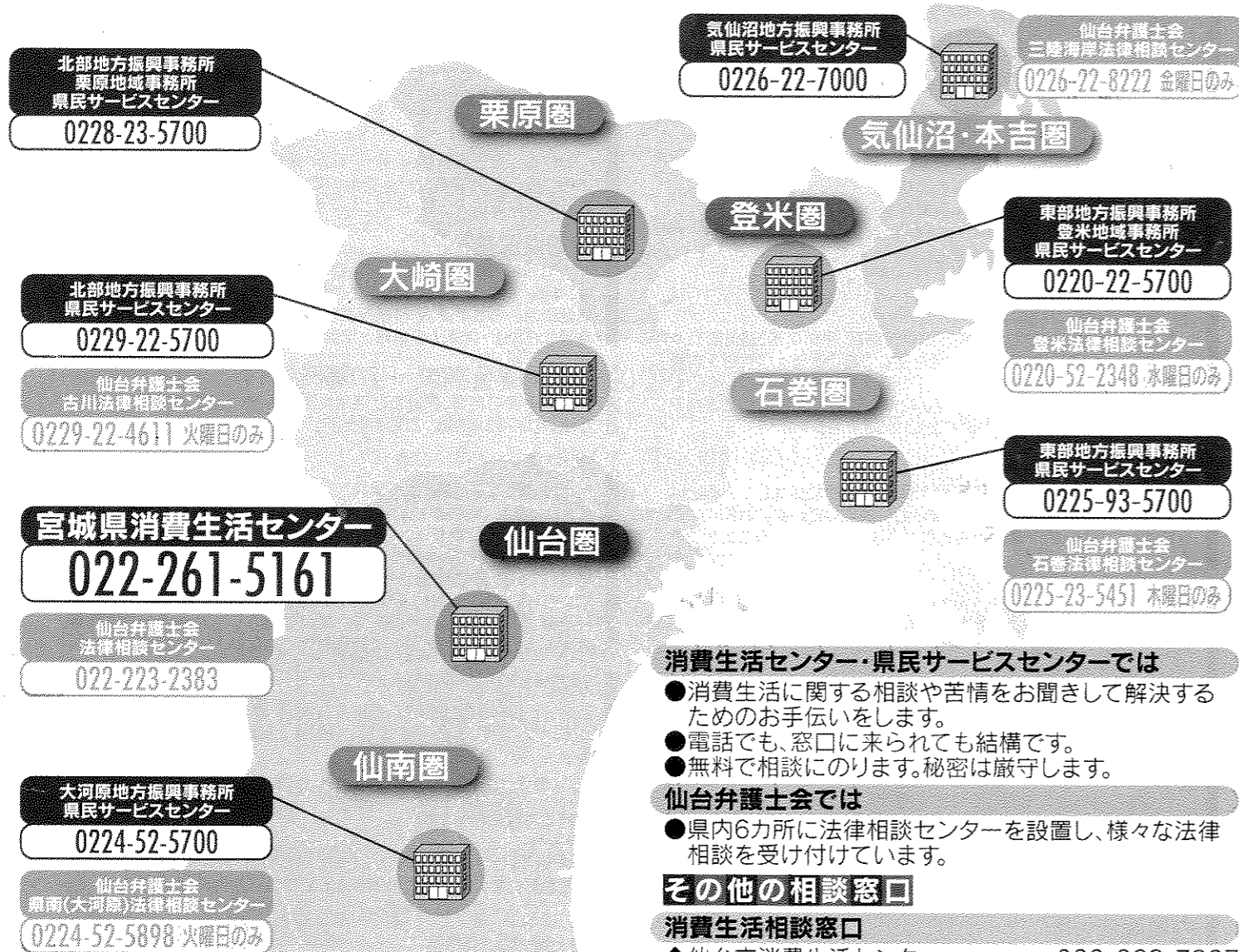
### トラブルにあわないために・・・

- 「クレジットカードの現金化」は絶対にしないこと！
- 「安心」「安全」「合法」という広告の文言はウソ！
- 不審に感じたら契約はしないこと！
- 困ったときは消費生活相談窓口や弁護士会（裏面に記載）へ相談すること！

困ったとき、わからないときは・・・

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 日しよう!



### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

## ますますエスカレート！ マンションの悪質な勧誘

- 「マンションの勧誘に関する相談」が全国的に増加傾向にあります。中でも、「投資用のマンションの購入を強く迫られ、断ると脅された」等の相談が増え続けています。

### 実際にあった相談事例

- ファミレスで勧誘され、断り続けたら、「表に出ろ」と胸ぐらをつかまれ、足を蹴られた。(50代男性)
- モデルルームで、朝10時から翌日の午前1時まで15時間にわたって勧誘された。帰りたくても帰してもらえなかった。(50代女性)
- 「絶対に儲かる」と言われて契約したが、赤字になり、物件価格も7割に下落していた。(40代男性)
- 「名刺交換の練習」と路上で声をかけられ、名刺交換すると、電話で勧誘されるようになり、迷惑。(30代男性)
- 業者が自分の個人情報や以前の取引履歴まで知っていて、不安。(50代男性)

### 消費者へのアドバイス

#### ①買う気がなければ絶対に会わないこと

- ・会うと強迫的な勧誘により契約させられてしまいがち。買う気がなければ絶対に会わないこと。

#### ②業者から強引に勧められても、毅然と断ること

- ・買う気がなければ毅然と「必要ありません」「お断りします」と言ってすぐに電話を切ること。
- ・断ったのに勧誘され続けた結果、「何時間も説明させて営業妨害だ」と脅されるケースもありますが、勧誘を断る行為は営業妨害ではありません。

#### ③契約したくない意思を態度で示すこと

- ・訪問された場合は「帰ってください」とドアを開けたり、会ってしまった場合は、「帰ります」と言って立ち上がるなどすること。

#### ④早めに最寄りの消費生活センターに相談すること

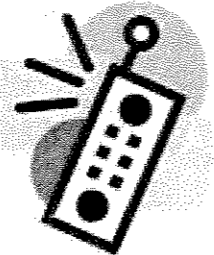
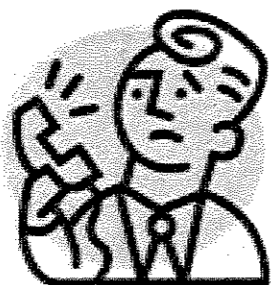
- ・契約してから8日以内ならクーリング・オフで契約を解除できる場合があります。
- ・クーリング・オフができない場合でも、契約を取り消すことができる場合がありますので、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

#### ⑤暴力をふるわれたり、脅されたら警察へ

- ・凄んで脅迫するほか、暴力をふるうなどする業者もあります。身の危険を感じたらすぐに110番通報しましょう。

#### ⑥非常に悪質と思われる場合は行政の担当課へ

- ・非常に悪質で迷惑な勧誘を受けた際には、都道府県の宅建業法の所管課や、国土交通省の地方整備局など、行政の担当課に申し出ましょう。



## 高齢者の消費者被害に気付いて！

### 事例1 「布団の次々販売」

独居の母が10年前に訪問販売で布団を契約して以降、忘れた頃に次々と業者が訪問。母は多数の契約そして毎月高額な支払いに追われていたようだ。生活費に余裕があるはずの母が家族に無心するので事情を聞き、初めて被害を知った。(宮城県 70歳代 女性)

### 事例2 「執拗な電話勧誘」

電話のアンケートで持病を聞かれ、持病を告げると健康食品を勧められた。何度か購入したが、効果が感じられないのでやめたい。年金が振り込まれる時期に、いつも電話が来て勧められる。いつも断るが、なかなか応じてくれない。今月も電話が来るのではないかと不安。(宮城県 70歳代 女性)

### 事例3 「SF(催眠)商法」

新聞の折り込みチラシを見て、安い日用品の移動販売の店舗に行くと、20人くらいが一部屋に集められ、健康講習が始まった。次々と景品を膝に置かれ、得した気分になっていると突然、電気治療器を即日購入するよう勧められた。「返したらダメだ」と強い口調で言われ、仕方なく現金で購入。「万病に効く」と言われたが全く効果がなく、返品したい。(宮城県 70歳代 女性)

### 狙われる高齢者

- 悪質業者のセールスマンは、優しい言葉で話しかけ、高齢者の話し相手になってくれます。苦勞話をする若い販売員に情が移ってしまい、商品の契約をするケースもあります。
- 業者を信用しきって、高額な契約をしていてもだまされているとは思わない場合も。

### 被害にあっても相談しない・・・

- 「だまされた」「契約をやめたい」と思っても、誰にも相談しない場合があります。
- 「家族に迷惑をかけたくない」「だまされた自分が悪い」などと考えて、悩みを心にしまってしまう高齢者の方が少なくありません。
- 悪質業者の中には、そんな心理につけこんで、不安をあおったり、口止めをするケースもあります。

ところで・・・ あなたのお宅は「大丈夫」ですか・・・？

実家に帰省しときには、「最近、高い買い物はしていないか」や、「家に見覚えのないモノが増えているか」を、それとなく確認したり、話題にしてみてもいいでしょうか。

■高齢者を、身近な人が「見守り」、消費者被害に「気づく」ことがとても大切です。